

国土交通大臣と新潟県知事との合意の内容

1. 国交省は、以下の(1)~(3)に示された内容を**誠実に履行**する。

(1) 並行在来線への支援

緊急時も含めた全国的貨物鉄道ネットワークの維持を図るため、新潟県区間等に特有な以下の点に着目して支援を実施。

- 信越線(新潟県区間)は、現在、貨物列車が運行していないが、貨物鉄道の許可は有しており、貨物列車走行可能な設備の維持が必要
- 信越線と北陸線(新潟県区間)が、日本有数の豪雪地帯(特別豪雪地帯)であることへの対策が必要

国から関係JRに対し、並行在来線維持にできる限り協力・支援を行うよう要請。

(2) 「停車駅問題」の対応

関係JRに対し、沿線地域の利便性の維持向上に資するダイヤ設定の工夫等を行うよう奨励。

国・新潟県の間で年度内に県内駅の停車等の問題に関する協議の場を設置し、その結果を踏まえ、国から関係JRに必要な助言を実施。

(3) 地方負担の軽減

貸付料を整備新幹線の建設費に充当することにより、整備新幹線の整備における地方負担の軽減を図る。

2. 今回の合意を受け、**新潟県は速やかに事業費負担の支払い等必要な措置を実施**する。

3. 今後とも、両者は北陸新幹線の予定通りの開業に支障が生じないよう協力する。

北陸新幹線(新潟県区間)に係る合意書

新潟県と国土交通省は、北陸新幹線の予定通りの開業に支障が生じることがないようにお互いが努力すべきであるという共通認識の下、次のとおり合意した。

1. 国土交通省は、別添の「北陸新幹線(新潟県区間)に係る対応について」に示された内容を誠実に履行する。
2. 今回の合意を受け、新潟県は、速やかに、北陸新幹線の整備に係る事業費の負担の支払い等必要な措置を講ずることとする。
3. 今後とも両者は、北陸新幹線の予定通りの開業に支障が生じることがないように、必要な協力を行うこととする。

以 上

平成24年2月17日

国土交通大臣 前 田 武 志

新潟県知事 泉 田 裕 彦

北陸新幹線（新潟県区間）に係る対応について

1. 並行在来線への支援について

(1) 並行在来線に対する支援について

沿線自治体の同意によってJRから経営分離された並行在来線については、当該地域の力で維持することが基本となるが、並行在来線の厳しい経営環境については、国としても強く認識しているところであり、新潟県における並行在来線についても同様であると理解している。

そのため、従来より、地域交通ネットワーク及び貨物鉄道ネットワークの維持を図る観点から、新幹線貸付料を財源とした貨物調整金の交付を通じて並行在来線の支援を行ってきたところである。

特に、今年度からは、JRが支払う新幹線貸付料に並行在来線の経営分離効果が含まれていることなども勘案し、制度の大幅な拡充を行うことにより、並行在来線の支援を強化することとしており、北陸線（新潟県区間）もその対象となる。

（注：貨物調整金の財源については、整備新幹線建設財源の確保及び地方負担の軽減を図る観点から、10年間の措置として、（独）鉄道・運輸機構特例業務勘定の剰余金をもって充てることとされている。）

一方、信越線（新潟県区間）については、現在、貨物列車が運行していないため、貨物調整金制度の対象とならないものの、JR貨物の許可区間となっており、緊急時も含めた全国的貨物鉄道ネットワークの維持を図ってゆく等の観点からの支援制度が必要であると認識している。

このため、同線についても、貨物鉄道ネットワーク維持等の観点から、整備新幹線に係る貸付料を活用し、貨物列車走行可能な設備維持への支援、同線の特殊事情を考慮した豪雪対策への支援等、新潟県の並行在来線に係る負担を軽減するために必要な支援を行うことと致したい。

(2) JRによる協力・支援について

並行在来線へのJRの支援は、JRと自治体との交渉が基本となるが、国としても、並行在来線維持の観点から、「整備新幹線の整備に関する基本方針（平成21年12月24日）」（3）①の趣旨を踏まえ、関係JRに対して、開業前・開業後も含めて、できる限りの協力と支援を行うよう要請してゆくことと致したい。

(3) 並行在来線の健全経営確保について

以上の措置により、厳しい条件下においても、新潟県内の並行在来線

が、健全な経営に向けて最大限の努力をする体制を整えられるよう、国としても必要な配慮、協力を行うことと致したい。

2. いわゆる「停車駅問題」について

整備新幹線は、その公共インフラとしての性格上、地域の振興に寄与することが必要である。そのような観点から、整備新幹線開業後の沿線地域における利便性の維持向上に向け、まず、国において十分な運行本数の確保に必要な車両基地等施設の整備に向けた措置を講ずることと致したい。併せて、関係JRに対しては、当該施設整備等を踏まえた沿線地域の利便性の維持向上に資するダイヤ設定の工夫等を行うよう奨励して参りたい。

さらに、開業後の沿線地域の利便性の確保に向けて、国及び新潟県との間で年度内に県内駅への停車等の問題に関する協議の場を設置するとともに、その結果を踏まえ、国から関係JRに対し、必要な助言を行うことと致したい。

3. 地方負担の軽減について

整備新幹線の建設中の区間については、引き続き工事費の縮減に努めているものの、建設物価の上昇等を原因として工事費が増額しているところであり、地方財政の厳しい状況を踏まえつつ、今後とも、予定どおりの完成・開業を目指し着実に整備を進めていくためには、地方負担の軽減を図りながら不足財源を確保していく必要があると認識している。

こうした点を踏まえ、これまで貸付料を財源として行ってきた北陸新幹線（高崎・長野間）の建設債務の償還や貨物調整金の交付について、今後は鉄道・運輸機構の特例業務勘定の資金を活用することにより、貸付料を整備新幹線の建設費に充当することとし、その実現を図るための所要の法案を国会に提出、既に成立、施行されたところである。

これを受け、今年度から、貸付料を整備新幹線の建設費に充当することにより、整備新幹線の整備における地方負担の軽減を図っていくことと致したい。

平成24年2月17日

国土交通省鉄道局長 久保 成人

新潟県交通政策局長 坂井 康一

新潟県の並行在来線に対する支援について

国土交通大臣と新潟県知事との「北陸新幹線（新潟県区間）に係る合意書」（平成24年2月17日付け）に基づき、国土交通省は新潟県に対し、新潟県からの支援要望等（開業後30年間で780億円）に相当する支援措置を行うこととする。

なお、その具体的な内容等について検討するため、平成23年度内に協議の場を設置し、平成24年中に結論を得ることとする。